

KENSHIN

NEWS LETTER

各位

2018年10月15日

遺言代用信託商品「しんくみ相続信託」取扱い開始について

長野県信用組合（理事長：黒岩 清、本店：長野県長野市）は、オリックス銀行株式会社（社長：浦田 晴之、本社：東京都港区）と信託契約代理店の業務委託契約を締結し、本日より信用組合専用の遺言代用信託*1 商品「しんくみ相続信託」の取扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

「しんくみ相続信託」は、オリックス銀行の「かんたん相続信託」の仕組みを応用した、信用組合専用の遺言代用信託であり、インターネットなどの非対面で独自の信託商品を提供するオリックス銀行と、地域密着型の対面営業に強みを持つ信用組合の特長を組み合わせた商品です。

お客さまは、信託契約代理店登録をした長野県信用組合を通じてオリックス銀行と信託契約を結び、申し込み手続きから相続時の資金の受け取りまで、長野県信用組合を窓口にして行うことができます。

お客さまからお預かりした資金は、オリックス銀行が運用を行い、年1回配当金をお支払いします。相続発生時には、手続き完了後5営業日程度で、予め指定された相続人が資金を一括で受け取ることができます。

今後も長野県信用組合は、お客さまの利便性向上のため各種サービスの提供に努めてまいります。

*1：遺言の作成助言から保管・執行までを行う「遺言信託」とは異なり、相続が発生した場合に被相続人が指定した受取人（相続人）に対して金銭のみを受け渡すことを目的とした信託商品

■ 「しんくみ相続信託」商品概要

募集対象	個人のお客さま
お受取人	1 契約あたり推定相続人 1 名 (未成年不可) (ただし、複数の契約を締結可能)
お申込方法	長野県信用組合の本支店窓口
お申込単位	100 万円以上 500 万円以下 (100 万円単位) (ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額)
信託期間	最長 30 年 (信託契約日が属する月と同一月の 30 年後の最終営業日)
中途解約	可能 (ただし、前回計算期日の翌日以降の収益配当なし)
管理報酬	なし
申込手数料及び解約手数料	なし

※商品の詳細については、別添の「しんくみ相続信託」パンフレットをご確認ください。

以上

すぐ必要になるお金に備える

しんくみ 相続信託

元本
保証



もしものとき——。
ご家族の頼りは、引き出しやすい資金です。

Shinkumi Bank



万ーに備えて。

「お金はあるのに、下ろせない?!」
そんなまさかをご家族に遺したくない方へ。

葬儀費用や当面の生活費には、預金よりも簡単に、よりスムーズに引き出せる「しんくみ相続信託」をおすすめします。



CHECK 1

ご主人がお亡くなりになった場合、
たとえ奥さまでもすぐには預金を引き出せません。

銀行(信用組合)は、預金者の死亡を確認すると、死亡した人の預金口座について入出金停止の設定をします。



CHECK 2

相続のお手続きには、奥さまと
お子さま、さらにご親戚との話し
合いが必要になる場合もあります。

銀行(信用組合)への届け出書類の例

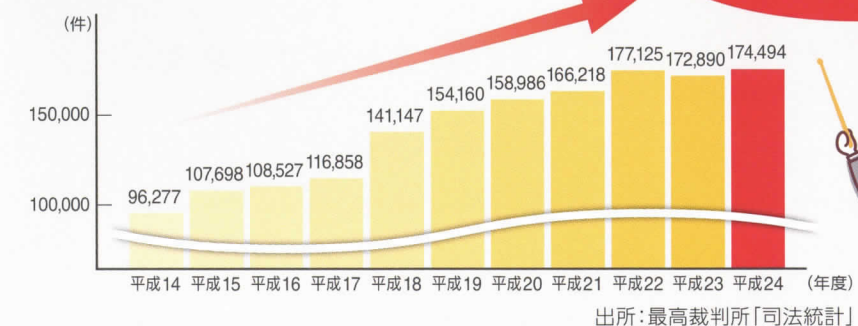
- ・故人の出生から死亡までの戸籍謄本・住民票
- ・相続人全員の戸籍抄本・印鑑証明書・住民票・実印
- ・遺産分割協議書
- ・所有者登録のある財産書類等

ご存知ですか?

家庭裁判所への遺産分割の相談件数が増えています。

今後はさらに高齢化が進むことから、遺産をめぐる家庭裁判所の相談件数は増えていく可能性があります。

家庭裁判所における相続関係の相談件数



そんなことにならないために

「しんくみ相続信託」

おすすめの理由はこちら



すぐ必要になるお金に備える

しんくみ 相続信託

元本
保証



相続が発生したとき、複雑な手続きに悩まされることなく、スムーズに受取人がご資金を一括で受け取ることができます。

「しんくみ相続信託」の特長

特長 1

管理報酬^{*}は無料です。

大切なご資金を守りながら運用できます。

特長 2

安心の元本保証です。

元本が保証されている商品なので安心です。

特長 3

中途解約ができます。

中途解約ができる商品なので安心です。
(ただし全部解約のみとなります。)

遺言書を作成することなく、ご資金の受取人を決定できます。

お申し込みは100万円から。手軽に始められます。

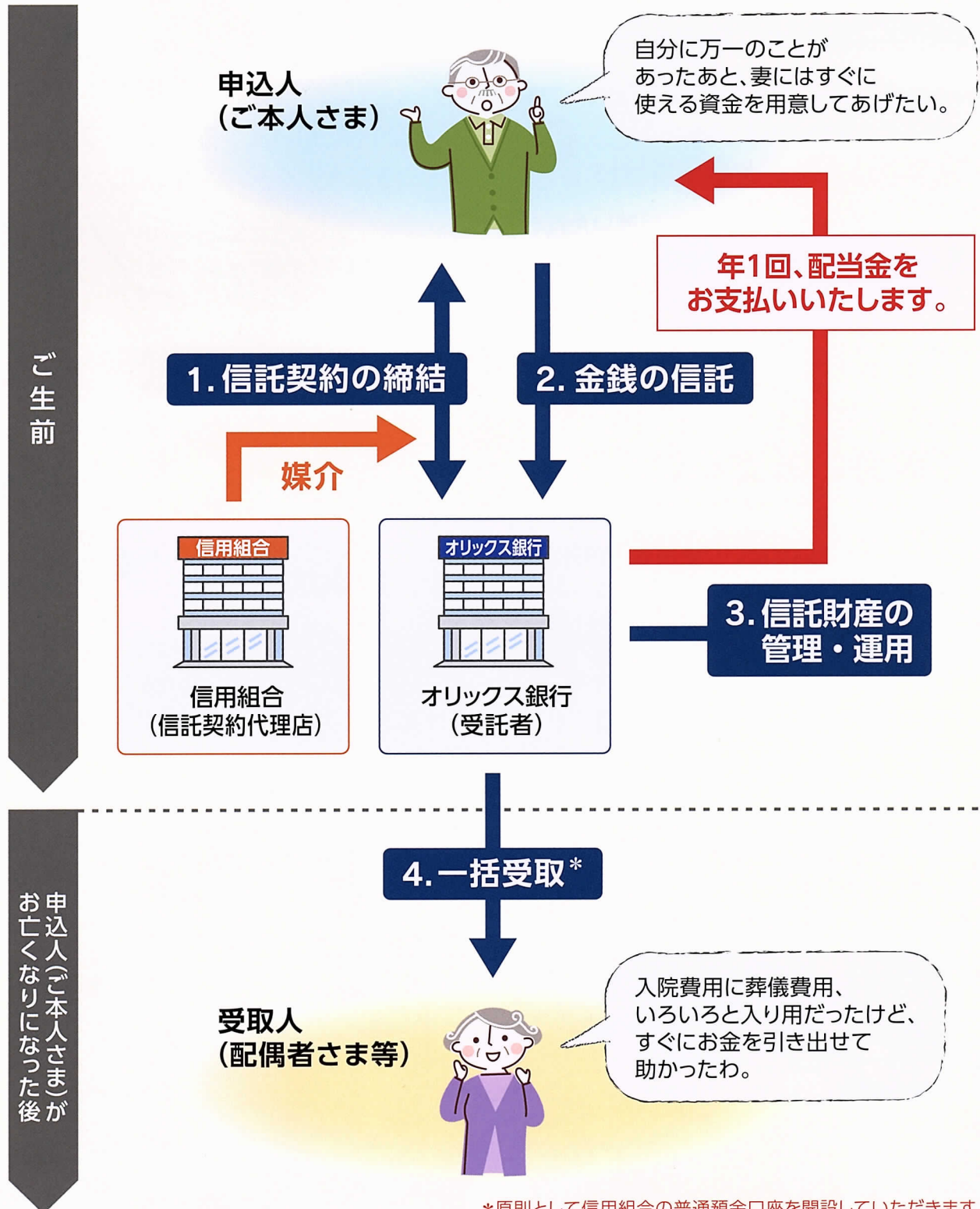
相続の際は、**全額を一括で受け取る**ことができます。

* 管理報酬とは

信託商品では、その管理に必要なコストを管理報酬(信託報酬)として申込人(ご本人さま)にご負担いただく場合がありますが、「しんくみ相続信託」は無料としています。

「しんくみ相続信託」の仕組み

申込人(ご本人さま)からお預かりしたご資金を、
申込人(ご本人さま)に相続が発生した際に、あらかじめご指定
いただいた受取人の方に一括でお渡しする仕組みです。

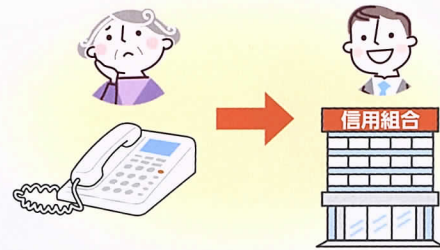


*原則として信用組合の普通預金口座を開けていただきます。

相続発生時のご資金のお受け取り方法

信用組合へのご連絡

まずは受取人ご本人から電話してください。
お手続きの詳細をご案内いたします。
「〈しんくみ相続信託〉証書」「通知書」などを
お手元にご準備いただくとスムーズにご案内できます。



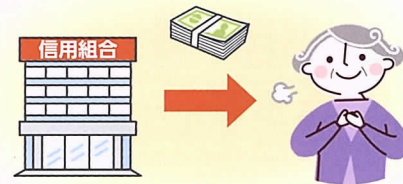
書類の準備とご提出

お受け取りに必要な書類をご用意いただき、
信用組合の窓口にご来店ください。
ご提出いただく書類の詳細については、
下段の「お受け取りの場合に必要な書類等」をご覧ください。



ご資金のお支払い

信用組合の窓口にてお手続きいただきます。
原則、お手続きいただいた信用組合預金口座へ
ご資金のお支払いとなります。

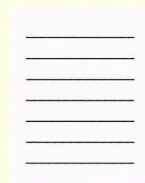


お受け取りの場合に必要な書類等



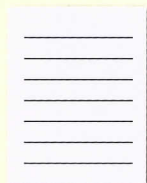
医師の死亡診断書
または
除籍謄本等

+



〈しんくみ相続信託〉
証書

+

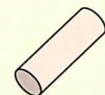


支払請求書
※信用組合窓口にて
ご記入いただけます。

+



受取人の
本人確認書類(写し)



受取人の
捺印(認印可)

+



申込人(ご本人さま)と受取人の個人番号を
確認できる書類(写し)



「しんくみ相続信託」に関するQ&A

Q 相続人となる者以外を受取人にすることはできますか？

A できません。受取人は相続人となる方の中からご指定ください。

Q 未成年を受取人にすることはできますか？

A できません。信託契約日において満20歳以上の方で、後見人等の代理を必要とされない方とします。

Q 相続人となる者であれば、甥や姪も受取人に指定することはできますか？

A できます。相続人となる方であれば、甥御さまや姪御さまもご指定できます。

Q 受取人を複数指定することはできますか？

A できません。複数ご指定の場合は、受取人ごとに契約が必要となります。

Q 受取人を変更することはできますか？

A できません。受取人の変更をご希望の場合は、本契約をご解約のうえ、新たにお申し込みいただく必要がございます。

Q 中途解約はできますか？

A できます。ただし一部解約はできません。裏表紙ページ記載の信用組合までご連絡ください。

Q 最短何日くらいでお金を受け取れますか？

A 受取人に必要書類を信用組合へご提出いただき、信用組合でお手続きの完了後、5営業日後を目安に信用組合預金口座にお支払いいたします。

※ただし、お支払いのご請求が受け付けできない期間があります。

※原則、信用組合に開設いただいた預金口座への振り込みとなります。

Q 相続人が受け取る資金は、相続税の対象となりますか？

A 相続税の課税対象となります。
なお、被相続人の他の財産と合算した財産額が、相続税の基礎控除額を超える場合、相続税の申告が必要となります。
税務上のお取り扱いの詳細については、税理士や所轄税務署などにご確認ください。



商品について

お申込金額	100万円以上500万円以下(100万円単位) ※ただし、申込人(ご本人さま)ご保有の金融資産の1/3までの金額とさせていただきます。
信託期間	信託契約日から相続発生に伴う信託金交付の承認日等
信託報酬	信託設定時、管理期間中のいずれの場合においても、管理報酬はいただきません。 ただし、信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金額総額等を差し引いた金額を運用報酬として収受します。
信託財産の受取人のご指定	日本国内に住所を有し、信託契約日において満20歳以上の方をご指定ください。 ただし、後見人等代理人を必要とする方を除きます。
中途解約について	信託終了日前に信託契約を中途解約することができます。(一部解約不可) ただし、お支払いできない期間がありますので、詳しくは商品説明書をご確認ください。 中途解約手数料はかかりません。

注意事項

●申込人(ご本人さま)、および受取人(相続人となる方が予定される方からご指名いただきます)は、日本国籍を有し、国内に住所を有する20歳以上で、代理人を必要とされない方となります。●他の相続人の遺留分を侵害している場合には、受取人へのお支払いができません。相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額を決定してください。●管理報酬はかかりません。運用報酬として、運用収益から申込人(ご本人さま)への収益金および信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額をオリックス銀行(受託者)は受領します。●この商品は金銭信託であり、預金とは異なります。予定配当率はこれを保証するものではなく、オリックス銀行は利益の補足を行いません。●オリックス銀行は、信託元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補てんします。ただし、オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には履行できません。●この商品は預金保険制度の対象となります。詳しくは、商品説明書および約款をご確認ください。

『しんくみ相続信託』のご用命はこちらまで

当信用組合は、この商品に係る信託契約の締結を媒介します。締結の代理は行いません。ご契約に際しては、お客さまとオリックス銀行株式会社(所属信託兼営金融機関)がご契約の当事者となります。当信用組合は、お客さまからこの商品に係る財産の預託を受けることについて、オリックス銀行から権限の付与を受けております。